

# 議 事 録

第 4 回

東村農業委員会総会

令和2年4月24日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年4月24日(金) 午後1時30分～午後15時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

4. 欠席委員： なし
5. 議事録署名委員： 3番 吉元 博      5番 喜屋武 美恵子
6. 書 記：農業委員会事務局 新城 浩也
7. 議 案：報告事項      農業委員会事務局職員の任免について  
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告事項      農業施設の建設着工届けについて

議長 それでは、ただいまより、令和2年第4回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、3番吉元委員と、5番喜屋武委員を指名致します。

また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、報告事項2件および議案第13号から議案第14号までの議案2件となっております。

議長 それでは報告事項の農業委員会事務局職員の任免について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明致します。報告事項の農業委員会事務局職員の任免につきましては、令和2年4月1日付け東村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の久高将治を3月31日付けで解任し、新たな事務局職員に新城浩也を4月1日付けで会長より任命しております。以上で報告事項について説明を終わります。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。報告事項につきまして、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、報告事項について承認と致します。

(3条①)

議長 それでは、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号5について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字有銘照久原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、譲受人の営農状況及び営農計画等から、必要な農作業に従事することが見込ま

れますので、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 5 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 13 号の整理番号 5 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条②)

議 長 次に、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 6 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字有銘照久原地内の農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、譲受人の営農状況及び営農計画等から、必要な農作業に従事することが見込まれますので、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 6 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 13 号の整理番号 6 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3条③)

議長

次に、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号7について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地の売買による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、譲受人の営農状況及び営農計画等から、必要な農作業に従事することが見込まれますので、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。  
御審議よろしくをお願いします。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号7について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、議案第13号の整理番号7について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5条①)

議長

次に、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号7について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内において、太陽光発電施設の設置を行うための転用申請であり、当該地の農地区分としては、10ha未満の生産性の低い、小集団の農地の第2種農地に該当すると判断致しました。  
従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長

以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 7 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 7 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(農業施設)

議 長 次に、報告事項、農業用施設の建設着工届けについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田中上原地内において、農業用施設を設置する為の届出であり、農地法第 4 条第 1 項 9 号及び農地法施行規則第 29 条第 1 項に該当するものであります。  
以上で報告を終わります。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますので、以上で報告事項について終了致します。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 4 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。